～法人マーケット開拓に役立つ～　警備保障業　36

業種別リスクマネジメント対処法

ARICEホールディングスグループ
http://www.arice-aip.co.jp　株式会社A.I.P　代表取締役　松本　一成

◆株式会社A.I.P
平成20年7月に営業を開始。法人マーケットに対するリスクマネジメントを切り口とした提案や独自の制度に基づく支店展開によって業容を拡大している。現在は全国に2法人営業部、19支店、10オフィスを持ち、損害保険約25億円、生命保険約35億円の取扱いを行う。2010年4月にはリスクマネジメントのコンサルティング及び教育等も視野に入れた総合的な組織体としてARICEホールディングス株式会社を設立し、理念を共有出来る代理店と積極的にノウハウやシステム、及びブランドの共有を進めている。
【本原稿は同社スタッフ共著】

警備保障業のリスクマネジメント

◇警備保障業の特徴

㈳全国警備業協会によると平成22年度の警備保障業の年間売上総額は3兆1,304億円であり、前年比0.5%増となり、3年ぶりに前年を上回り、業者数も平成22年末で9,010業者で0.1%増加しています。警備業務は1号業務から4号業務に分けられ、実施事業者の割合と企業数は、【1号業務】施設巡回警備、空港保安警備、機械警備（住宅・住宅外）:72.3%（6511社）、【2号業務】交通誘導警備、雑踏警備等：70%（6,309社）、【3号業務】貴重品運搬警備、現金輸送警備、核燃料物質等運搬警備等：7.2%（650社）、【4号業務】緊急通報サービス等：5.9%（533社）となっています。尚、企業規模としては警備員100人未満の警備業者が全体の88.5%を占めており、20人未満が約50%を占めています。売上高においても過半数の業者が5,000万円を下回る中で、セコムと綜合警備保障の2社の売上が突出しています。大手2社がセンサー等を活用した機械警備システムを強化する一方で中小警備業者は巡回・常駐警備などの業務が大半となっています。安全・安心を求める消費者は依然として多く、警備のニーズも高い反面、企業や消費者のコスト意識も強く、同業他社との受注競争も激化しています。そのような背景から、料金値下げを迫られる中小業者が増えており、経営体力の弱い業者の淘汰が加速する可能性もあります。一方、機械警備システムの普及率は、事業所で25%、家庭においては数%程度に留まっており、今後の潜在需要は高いと考えられます。

◇リスクマップの例

Ⅰ ①技術環境の変化
②価格競争
③労働災害
④事業戦略の失敗
Ⅱ ⑤警備中の過失事故
⑥情報漏洩
⑦システム障害
⑧天災（地震・台風・水災等）
⑨火災
⑩自動車事故
⑪倒産・貸倒リスク
⑫コンプライアンス違反
⑬集団感染
Ⅲ ⑭人材の確保・育成
⑮法律改定

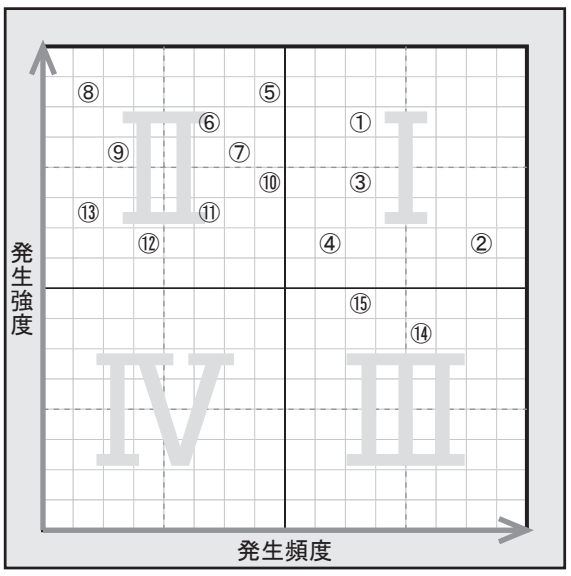

◇警備保障業の特徴的リスク

警備保障業の特徴的リスクとしてまず挙げられるのは、機械警備システムの普及に伴う①技術環境の変化であり、適切な投資を行わなければ④事業戦略の失敗を招き、②価格競争の中で淘汰される可能性が高まるでしょう。また、危険な環境下における業務も存在することから③労災事故は不可避であり、安全配慮に欠けた勤務形態は使用者賠償責任に繋がる可能性も高いと考えられます。発生頻度の低いリスクとしては⑤警備中の過失事故が挙げられます。特に現金輸送の警備や要人の警備を行っている場合の過失事故は巨額の賠償請求に繋がったり、風評被害をもたらす可能性があります。また、業務の関係上お客様の機密情報を扱うことが多いため、⑥情報漏洩のリスクも大きな損害に繋がる可能性があるでしょう。近年は機械警備システムによる警備が増加していることもあり、⑦システム障害等が発生した場合も大きな問題に繋がりますし、⑧天災（地震・台風・水災等）や⑨火災が発生した場合には、自社の設備の損害のみならずシステム停止による巨額の賠償請求や契約先に設置している警報機器等の修理・交換を余儀なくされることも考えられます。その他⑩自動車事故や取引先や仕入先が特定している場合は⑪倒産・貸倒リスクも考えられますし、人的資源の要素が強いことから、⑬集団感染による業務停滞や⑭優秀な人材の確保・育成も大きな課題です。業種的に多くの法律が関係しているため、⑮法律改定やそれに伴う⑫コンプライアンス違反にも注意を払う必要があるでしょう。

◇警備保障業の具体的リスク対策

犯罪の凶悪化や大規模災害の発生等の社会的な背景を受けて安心・安全を求める消費者は多く、ニーズは高まる傾向にありますが、事業所数の多さや企業や消費者のコスト意識の高まりから、今後も競争は激化していく事が想定されます。その中で勝ち残っていくためには、機械警備システムを中心としたハイテク化と複雑化するリスクに対する人材の高度化が求められます。大手企業が独自に新たな技術を用いた精度の高いシステムを開発し、付加価値を高めて受注攻勢をかける一方で、人的資源の活用を中心とした中小企業がどこまでサービスの付加価値を高める事が出来るかが大きな課題となっています。警備業界は「セコム」「綜合警備保障」の大手2社が市場を独占しており、中小業者が知名度や経営規模で対抗するのは難しいと考えられるため、人的資源において独自の付加価値を出す事が必須となります。また、日本では単なるシステムの販売ではなく、レンタルとして設備の提供から設置、警備員の出動等を行う事で質の高い警備システムを維持しており、今後は大手の下請化や中小企業同士の連携を進めることによって活路を見出すことも賢明と考えられます。2005年の警備業法改正において警備業務検定等が導入され、業務の専門化・高度化が進むことになったため、サービス品質の向上も期待されています。信用力が大切な業界でもあるため、個人情報の漏洩や警備中の事故、システム障害等により地域における信頼を失わないようにしっかりとした内部統制環境を構築する事が一つの差別化要素になり得るでしょう。

◇警備保障業における保険活用

警備保障業における保険活用としては、③労働災害が考えられます。交通整理や現金輸送の警護、セキュリティーシステムへの対応等の危険な環境下において勤務せざるを得ない労働者も含め、労働環境は決して良好とはいえないケースもあるため、福利厚生としての上乗せ労災のみならず安全配慮義務違反に対応した使用者賠償責任保険も必要不可欠な保険と考えられます。また、高額な商品や現金・要人の警護にあっては、⑤警備中の過失事故による賠償責任額は巨額になることも想定されるため、警備賠償責任保険を中心とした賠償責任保険等による保険手当が必要です。また、機械警護を中心とする事業所においては、自社の機械設備に損失をもたらす⑨火災や⑧天災（地震・台風・水災等）等に備えて火災保険や地震保険を準備すると共に、セキュリティーシステムの電気的機械的事故等の不稼働事故に備えた機械保険等を検討する必要があると考えられます。それらに付随して売上減少が発生する場合は利益保険も検討すべきでしょう。また、顧客に提供しているセキュリティーシステムに不備が生じた場合はＰＬ事故やリコールが発生する可能性もあり、ＰＬ保険やリコール保険等の手配も検討する必要があると考えられます。また、多くの機密情報を保有する場合は⑥情報漏洩に対する保険も必要ですし、緊急警備時の移動等に自動車を用いる場合は自動車保険等についてもしっかりと入ることが求められます。取引先が偏っている場合や信用不安がある場合、自社において与信管理が十分に出来ない場合等は取引信用保険等を活用することで、⑪倒産・貸倒リスクに備えることも必要です。

知ってトクする　－698－

税務情報

生命保険契約の解約権行使

債権者は解約返戻金を受け取れる？

Q　私は友人からお金を借りていますが、生活していくのに精いっぱいで、返済のめどが立っていません。先日、その友人から、「返済できないなら、君が契約している生命保険契約を解約してそれを返済に回してくれ。できないなら、強行に解約を実行する」と言われました。果たして、友人は、私の生命保険契約を解約し、その解約返戻金を受け取る権利を持っているのでしょうか…。

解約権は契約者の一身専属的権利ではない

A　生命保険契約者が債務を返済しない場合に、果たして債権者が取り立てのために債務者の有する解約返戻金請求権を差し押さえ、それを行使できるかどうかが問題になるケースがあります。以前は、税金滞納などの公的なケースを除き、一般の債権者による解約は保険契約者保護の観点から認めていませんでした。しかし、平成11年9月に最高裁が、債務者が契約する生命保険について、一般の債権者による解約を認める判決を示したことにより、業界に衝撃が走りました。

この裁判は、知人にお金を貸した東京都内のエンジン修理業者が、その知人が契約している生命保険契約（定期付終身保険）の解約返戻金請求権を差し押さえた上、解約しようとしたところ、その生保会社に解約を拒否されたため提訴。東京地裁の一審判決では、債権者の解約権を認め、生保会社に54万円の支払を命じましたが、生保会社はこれを不服とし、直接最高裁に飛躍上告しました。

結果は「生命保険契約の解約返戻金請求権を差し押さえた債権者は、これを取り立てるため、債務者の有する解約権を行使することができる」としました。

しかし、生命保険契約は、債務者の生活保障手段としての機能を持っており、その解約によって債務者が高度障害保険金請求権や入院給付金請求権などを失い、不利益を被る懸念があります。これに対しては、「差押禁止財産として法定されていない生命保険契約の解約返戻金請求権について、取立ての対象から除外すべき理由は認められないから、解約権の行使が取り立ての目的の範囲を超えるということはできない」として、違法性はないとしました。

したがって、ご質問者のケースについても、債権者がご質問者の生命保険契約の存在を知り、これを解約することにより返済を求められれば、認められる可能性は否定できません。

裁判官の1人が反対
期待権を著しく侵害

ただ、5人の裁判官のうち1人は、「解約権を行使することにより保険契約者や保険金受取人が有する生命保険契約本来の目的である保険金請求権を消滅させることは相当ではなく、債務者が生命保険契約上有する期待権を著しく侵害する場合がある。そして、取立権に基づく解約権の行使を認めないとしても、解約返戻金請求権を差し押さえたことの意義自体はなんら損なわれるものではない」と反対意見を述べています。

納めなければならないものを納め、返済しなければならないものを返済することは当たり前のことはいえ、この判決は生活保障としての生命保険の機能を脅かすものであることは間違いありません。

この判決のほかに、国税滞納で、国税庁が生命保険契約に基づく解約返戻金の支払請求権を差し押さえ、解約権を行使してその給付を受け、配当処分を行う滞納処分手続きについて国税不服審判所で争われたケース（平成9年7月1日裁決）がありましたが、滞納処分手続きに違法なしとの裁決がなされ、解約権が行使されました。その際、この事例の請求人は、不服審判所への主張の中で「生命保険契約が解約されたことから、医師の勧める入院もできなくなった」と漏らしています。保険契約者への不利益をどう考えるかです。